

桑名市告示第130号

桑名市医療的ケア児通学支援事業の実施に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市医療的ケア児通学支援事業の実施に関する要綱の一部を改正する告示

桑名市医療的ケア児通学支援事業の実施に関する要綱（令和6年桑名市告示第246号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第4条第2項中「月3回までとする」を「1年度につき42回を上限とする」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、年度の中途において新たに事業を利用しようとする者においては、上限回数を12で割った数に利用開始月から当該年度末の月までの月数を乗じて得た回数（算定された回数に端数があるときは、これを切り上げる。）を上限とする。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは送迎の回数に上限を設けないものとする。

第8条第3号中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。